

## 報道発表資料

### 「納税の猶予制度の特例」の適用状況（令和2年4・5月分）

国税庁においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、納税が困難な納税者の方に対し、納税の猶予等の納税緩和措置を適切に適用していく方針としております。

今般、令和2年4月30日に施行された「納税の猶予制度の特例」（特例猶予）について、令和2年5月29日（金）までに猶予申請を許可した件数及び税額を取りまとめましたので（注）、以下のとおりお知らせします。

（注）特例猶予の申請期限は、原則として、対象となる国税の納期限となりますが、経過措置により、令和2年6月30日（火）までに納期限が到来する国税（例えば、令和2年6月1日（月）が納期限となる3月決算法人の法人税や消費税）についての申請期限は6月30日（火）までとされ、遡及申請が認められています。

このため、今回の計数には、遡及申請分の一部が含まれていないことに留意願います。

#### ○ 特例猶予の適用状況（令和2年4月30日から5月29日適用分）

	適用状況	
	件数	税額
令和2年4・5月分	26,385件	45,058百万円

（注）既存の猶予制度の適用件数・税額は含まれていない（令和元事務年度分は8月に集計予定）。

#### （参 考）

平成30事務年度における猶予制度の適用状況（既存制度のうち申請によるもの。）

	件数	税額
納税の猶予	943件	2,707百万円
換価の猶予	40,928件	66,779百万円

（注）1 平成30事務年度は平成30年7月1日から令和元年6月末までである。

2 職権による換価の猶予は除く。